

つくば市一般廃棄物減量等推進審議会委員名簿

令和元年9月1日から令和3年8月31日まで
委員数 21名

区 分	委 員 名	役 職
市議会議員	五 頭 泰 誠	つくば市議会議員
公共団体及び公共的団体の役職員	荘 司 達 夫	茨城県 県南県民センター 環境・保安課長
	櫻 井 姚	つくば市商工会 会長
	小 原 正 彦	つくば市区会連合会 会長
	大 高 勝 弘	学校長会 代表 手代木南小学校 校長
学識経験を有する者	森 口 祐 一	国立研究開発法人 国立環境研究所 理事
	稲 葉 陸 太	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 循環型社会システム研究室 主任研究員
	加 茂 徹	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 環境管理研究部門 資源精製化学研究グループ 上級主任研究員
	原 田 幸 明	国立研究開発法人 物質・材料研究機構 名誉研究員
市民	高 野 正 子	NPO法人 つくばクリエイティブリサイクル 副代表
	佐 藤 則 恵	つくばくらしの会 会長
	山 関 重 人	一般社団法人 つくば青年会議所
	梶 原 夏 子	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 基盤技術・物質管理研究室 主任研究員
	織 田 伸 子	市民
	吉 武 礼 子	市民
一般廃棄物の収集運搬業又は資源回収業を営む者	對 崎 輝 夫	つくば市環境事業協同組合 理事長
事業所を代表する者	菊 地 弘 幸	株式会社カスミ 営業企画本部 環境社会貢献部
	松 原 徹	イオンモール株式会社 イオンモールつくば オペレーションマネージャー
	草 野 伸 一	関彰商事株式会社 総務部 総務課長
	齋 藤 禎 美	筑波大学 施設部長
市職員	風 見 昌 幸	つくば市生活環境部長

30 つくば廃対第 323 号

平成 30 年 11 月 7 日

つくば市一般廃棄物減量等推進審議会
会 長 森 口 祐 一 様

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市一般廃棄物処理基本計画について（諮問）

つくば市一般廃棄物減量等推進審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会に「つくば市一般廃棄物処理基本計画」の策定について諮問します。

なお、答申は、平成 31 年 10 月末日までをお願いします。

諮問理由

つくば市は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条に基づき、平成 21 年度に「つくば市一般廃棄物処理基本計画（ごみ）」を策定し、ごみの減量、資源化の推進に向けた取り組みを推進しています。また、平成 18 年度に「つくば市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理）」を策定しました。

次期 10 年間の計画は、計画期間を統合し、**1. ごみの処理及び処分の在り方 2. 新たなりサイクルセンターでの資源化の推進 3. し尿・浄化槽汚泥の長期的な処理の取り組み**について、今後どのような施策を推進していくことが望まれるのかご意見を求めるものです。

令和元年 11 月 29 日

つくば市長 五十嵐立青様

つくば市一般廃棄物減量等推進審議会
会長 森口 祐一

つくば市一般廃棄物処理基本計画について(答申)

平成 30 年 11 月 7 日付で本審議会に諮問のあった「つくば市一般廃棄物処理基本計画」について、本審議会の5回にわたる会合において審議を重ねた結果、ここに「つくば市一般廃棄物処理基本計画」を答申します。

持続可能な開発目標に沿った、より良い循環型社会を実現するため、従来から行われてきた施策を継続して実行するとともに、特に次の事項に配慮して十分な検討を行い、必要な施策を新たに講じること、それらの重点施策の実施状況及び数値目標の達成状況について弛みなき進捗管理を行うことを求めます。

- 1 ごみの処理に関しては、今後もごみの排出抑制、資源分別の徹底に努めること。特に新たに分別収集を開始したプラスチック製容器包装については、まだ回収量が少ないため、さらなる資源回収に努めることが必要である。また、紙類についても燃やせるごみに多く含まれており、分別回収の余地が大きい。プラスチック製容器包装については、分別の基本的な考え方や洗浄の必要性などについて、より分かりやすい情報提供を図ること。紙類については、特に雑がみの排出方法について情報提供を強化すること。
- 2 資源回収については、店頭回収や自主的な資源化を含め民間事業者へ必要な協力を求める等連携を図り、市全体での資源回収を推進すること。資源回収を行う店舗に対し優良事業者として認定する等民間の活動を推進する施策も実施すること。
- 3 ごみの処理や減量、資源化について、広く市民への情報提供を行うため、現在実施しているホームページや動画による情報提供手法を活用しつつ、さらに多くの市民に情報が届くよう、必要な情報を市民に届けるため誘導策を強化すること。また、施策の実施にあたっては、市民団体等と連携し、市民と行政双方向での協力体制を強化すること。
- 4 リサイクルセンターにおいては、適正な資源化処理を推進するとともに、広報機能を持った拠点としての側面を重視し、処理状況や処理を阻害するような不適切な分別事例等の情報を映像、画像を用いるなどして広く市民にわかりやすく提供するよう、広報機能の強化を図ること。

- 5 ごみの減量、資源化施策の推進のためには、市民、事業者の詳細なごみ排出状況について調査把握が必要である。生活系のごみについては、地区ごとの特性の違いを把握するための調査を、事業系ごみについては、業種別等の排出状況調査を実施すること。
- 6 昨今の台風等大規模災害により、多くの自治体で大量かつ多様な災害廃棄物が発生し処理に苦慮しているところである。また、災害時には廃棄物処理施設が被災し廃棄物処理が滞ることも起こりうる。つくば市においても、災害時の廃棄物処理に対し事前の方針を定めることが重要であるため、災害廃棄物処理計画を早急に策定すること。
- 7 生活排水に関しては、下水道計画の進捗に合わせて、引き続きし尿、浄化槽汚泥を適正処理すること。特にし尿処理施設については、老朽化の進む2つの現有施設について、上記の災害時の対応も念頭におきつつ、統合、改良、更新等整備の在り方を検討すること。